

令和6年度第6回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和6年9月10日（火）午後4時00分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用計画変更承認申請処理について

議案第4号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中24名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	加瀬 明	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	欠 席	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	欠 席	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	早船 徳治	26	宮内 一郎		

5 欠席者 16番岩瀬 定雄委員・22番鈴木 正明委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
副主査	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

議 長

————— 午後4時00分開会 —————

それではただいまより、令和6年度第6回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号16番岩瀬 定雄委員・22番鈴木

木 正明委員の２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号２番 加瀬 明委員

議席番号３番 平津 清委員 このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位１番と順位２番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１・２

〇〇委員

それでは、順位１番と順位２番は関連がありますので一括してご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、同町同番地〇〇〇〇外１名です。申請の地番、地積は小畑新町８１７９番、登記簿地目畑、現況畑、地積２３８㎡外２筆合計地積１，５３６㎡です。申請地は、農業振興地域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、銚子市市民センター東駐車場から東へ２０ｍ進み右折し、１０ｍ進んだ右側外です。現在はロータリー耕がされていきました。本件の申請理由につきましては、譲渡人が主として農業経営を頑張ってくれている譲受人へ譲りたいものです。譲受人は、譲渡人の希望によるものです。また、譲受人は意欲的に営農に

取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員退席)

順位3番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の3

〇〇委員

それでは、順位3番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小畑新町8219番、登記簿地目畑、現況畑、地積710㎡です。申請地は、農業振興地域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、銚子市市民センター東駐車場から北へ50m進み右側です。現在はロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、兼業農家ではあるが、ほとんど会社員をしているため耕作することができないためです。譲受人は、自己の作業所及び畑に近く利便性があるためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 (〇〇委員着席)
議 長	議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。 順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
〇〇委員	議案第２号の１ それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、長塚町１丁目４６１番１、登記簿地目畑、現況畑、地積２８３㎡外１筆合計地積４５８㎡です。申請の用途は、店舗用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい長塚町銚子本城郵便局の５０ｍ先の右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第２種住居地域、第１種住居地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきましては、店舗建築面積１２５．８０㎡です。工期としては令和６年１０月２０日から令和７年２月１０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は公共下水道に放流、雨水は、敷地内浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員	地図を見ると、斜線と点線の部分があるが、斜線が農地か。すべて使うのか。店舗は何か。
事務局	斜線の部分が今回農地転用する部分です。お店は、前にある店舗が移転します。
議 長	ほかにご意見、ご質疑等はありませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 2 号の 2
〇〇委員	それでは、順位 2 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇(持分 1 / 2)外 1 名です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、春日町 3 1 3 4 番 5、登記簿地目田、現況田、地積 2 6 3 m ² です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道 1 2 6 号線を旭方面に進み春日町勸行院のところの信号を右折し 4 0 0 m 進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第 1 種住居地域に指定されており、第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅 1 棟 1 階 5 8 . 7 9 m ² 、2 階 5 1 . 3 4 m ² です。事業に係る資金としては、銀行の融資に関する書類が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は公共下水道へ放流します。雨水は、地下浸透です。隣接農地は譲渡人の所有ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。 (なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 3

〇〇委員

それでは、順位 3 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、春日町 3 1 3 4 番 1 1、登記簿地目田、現況田、地積 1. 8 2 m²です。申請の用途は、敷地拡張用地です。申請地の場所は、国道 1 2 6 号線を旭方面に進み春日町勸行院のところの信号を右折し 4 0 0 m 進んだ右側で、順位 2 番のとなりです。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第 1 種住居地域に指定されており、第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、敷地拡張 1. 8 2 m²です。雑排水については、汚水、雑排水、雨水は、ありません。隣接農地は譲渡人の所有ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書 私は、今般農地を転用するべく申請いたしましたが、平成初めに隣接地に専用住宅を建設したころから、当該地に塀や生垣などを設置して現在まで使用しておりました。今般譲渡人が隣接地の測量をした際に、それら塀などが農地に対し越境していることに気付いたものであります。これらは農地法に違反した行為であり真に申し訳ありません。今後このような行為は致しません。何卒寛大なご処置を戴きたく、ここに本始末書を差し入れます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 2 号の 4
〇〇委員	それでは、順位 4 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、宮原町 4 5 4 番 1、登記簿地目畑、現況畑、地積 9 5 7 ㎡です。申請の用途は、駐車場 2 0 台用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に進み宮原町の信号を右折した角です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場 2 0 台分です。工期としては令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 2 月 9 日までの予定となります。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 5 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 2 号の 5

〇〇委員 それでは、順位 5 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、笹本町 1 2 3 1 番 3、登記簿地目畑、現況畑、地積 2, 4 6 2 m²外 2 筆合計地積 2, 9 6 3 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、豊里台第 3 公園から小南方面に 1 0 0 m 進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 6 4 0 枚・パワコン 5 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年 1 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。
順位 6 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 6

〇〇委員 それでは、順位 6 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、外川町 1 丁目 1 0 6 7 1 番 6、登記

簿地目畑、現況畑、地積109㎡です。申請の用途は、宅地分譲(1区画)用地です。申請地の場所は、銚子電鉄外川踏切を渡り、阿波通りを300m進み左折し50m進み右折し20m進んだところです。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第1種住居地域に指定されており、第3種農地と判断します。転用計画につきましては、宅地分譲(1区画)用地です。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は合併浄化槽に処理後、接続済の市道側溝へ放流します。雨水は、宅内にて浸透処理します。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位7番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の7

〇〇委員

それでは、順位7番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、諸持町33番2、登記簿地目田、現況田、地積327㎡です。申請の用途は、貸駐車場(13台)用地です。申請地の場所は、諸持郵便局から豊里駅方面に50m進み、左折し70m先の線路の脇です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。

転用計画につきましては、駐車場 5 m × 2. 5 m 1 3 台分です。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第 3 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位 1 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 3 号の 1

〇〇委員

それでは、順位 1 番についてご説明申し上げます。本件は農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請です。申請人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。申請の地番、地積は芦崎町 5 1 9 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 4 2 9 m²外 1 筆合計地積 7 1 3 m²です。当初の計画は、太陽光発電施設用地です。変更後の計画は、施設規模を縮小しての太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に進み芦崎町根本スタンドのところを左折し、中島方面に 7 0 m 進み踏切の手前左側です。現地調査を行ったところ、現在は、太陽光発電設備が設置済です。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光パネル 1 0 8 枚、パワコン 9 台で一式 1 台です。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、排出しませ

ん。雨水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。理由書が添付されていますので読み上げます。理由書 弊社は今般農地法 5 条の許可後の計画変更をせざるを得なくなった理由及び承継計画を申し上げます。令和 5 年 12 月 28 日付で転用許可を得て、当初計画とおり都合 4 筆につき令和 6 年当初より着工しましたが、経産省等の監督官庁より道路水路をまたぐ、潜る物件につき、安全性・送電の安定性の確保などを目途にした、竣工後の案件にも遡及して適用されるような施工基準の変更があり、このまま施工すると竣工後に程なくして、一部の設備の廃棄、再採掘工事等、費用・時間を含め少なくない負担が予想されたため、安定した売電収入が得られなくことから、やむを得ず水路を潜る工事をせずに済むよう、当初よりも設置するパネルを減らした今回の計画に変更したものであります。申請の内容は以上のとおりで、承認するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員
事務局

規模縮小とのことであるが、パネルの枚数を変更したのか。

当初計画では、発電パネル 180 枚、パワコン 10 台で一式 1 台でした。変更後の計画では、発電パネル 108 枚、パワコン 9 台で一式 1 台です。

議 長

ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 3 号の 2

〇〇委員

それでは、順位 2 番についてご説明申し上げます。本件は農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請です。申請人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。申請の地番、地積は芦崎町 5 2 1 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 115 m²外 1 筆合計地積 445 m²です。

当初の計画は、太陽光発電施設用地です。変更後の計画は、資材置場用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に進み芦崎町根本スタンドのところを左折し、中島方面に70m進み踏切の手前左側で、順位1番の隣りです。現地調査を行ったところ、現在は、資材置場として碎石が敷かれています。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、資材置場445㎡です。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書 私共は、今般転用済地につき計画変更申請を提出しますが、当該地には、今春頃から碎石敷設し、フェンス・トラロープ設置等を行い、東総地区・利根川河口付近での施工や銚子市近辺で運用中物件のメンテナンス資材保管のための資材置場として、発電設備と一体で使うことが許可された用途に適っていると誤解しており、すでに使用しておりました。これらは農地法に違反した行為であり真に申し訳ありません。今後はこのような行為は致しません。何卒寛大なご処置を戴きたく、ここに始末書を差し入れます。申請の内容は以上のとおりで、承認するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員

すでに資材置場が作ってあるのか。

事務局

順位1番のとおり令和6年度から施工基準の変更が変更され、厳しくなったため、発電所の工事は縮小し、資材置場として碎石を敷いてしまったとのことです。

〇〇委員

経産省の指導内容はどのようなものか。

事務局

令和6年度から経産省の基準が、水路を跨ぐ・潜る工事に関しては、より安全性の高い工事が必要となったため、当初計画していた工事のやり方では、基準に合わなくなってしまった。新基準に合わせた工事を行うには、これまでよりもかなり多くの費用を要するため、株式会社〇〇〇〇として

	は、今後は水路を跨ぐ・潜る工事を要する発電所の設置はしないこととなり、計画変更となりました。
〇〇委員	奥の太陽光も完成しているのか。
事務局	完成後、申請しました。
議 長	ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。
	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。
	本件について承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
	議案第4号を議題といたします。事務局に朗読を願います。
	(事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位1番から6番について一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。
	議案第4号
事務局	それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から6番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。 設定者は、〇〇町〇〇〇〇外5名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外5名。申請の地番・地積は、三崎町2丁目2696番3 登記簿地目畑、現況畑、地積1, 623㎡外畑9筆、合計地積10, 858㎡です。その内容ですが、順位1番は、新規に5年の賃借権を設定しようとするもので、畑1筆、地積が1, 623㎡です。順位2番から4番は、新規に10年の賃借権を設定しようとするもので、畑4筆、合計地積が4, 833㎡です。順位5番は、継続して3年の賃借権を設定しようとするもので、畑3筆、合計地積が2, 379㎡です。 最後に順位6番は、売買により所有権を移転しようとするもので、畑2筆、合計地積が2, 023㎡です。以上順位1番から6番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備える

べき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の6ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和6年度第6回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

————— 午後5時00分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員